

○厚生労働省告示第二百四十号

介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針を次のように定める。

平成三十年六月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

介護保険法第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針

第1 総則

1 目的

この指針は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百十八条の二第二項の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が厚生労働大臣に提供する情報について、その利用及び管理について責任を有する者（委託契約を締結して当該情報を管理する者を含む。以下「管理責任者」という。）以外への提供に関する事項を定めることにより、当該情報の適切な利用に資することを目的とする。

2 対象となるデータの範囲

この指針の対象となる情報は、法第百十八条の二第一項の規定に基づき、市町村介護保険事業

計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するために行う調査及び分析に活用するために、同条第二項の規定により厚生労働省に提供される介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況に関する情報並びに被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況に関する情報（集計して得られたデータを含む。以下「データ」という。）とする。

第2 データの利用目的

- 1 データは、法第百十八条の二第一項の規定に基づき、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資することを目的として、厚生労働大臣が行う調査及び分析並びに当該調査及び分析結果の公表のために用いるものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価に資することを目的として、調査及び分析を行うために、市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）又は都道府県知事が厚生労働大臣に対し、データの提供を求める場合には、厚生労働大臣は1の調査及び分析の結果のほか、当該求めに係るデータを市町村長又は都道府県知事に提供することができる。

第3 データの提供

1 利用及び提供の制限

(1) 第2の場合を除き、データは管理責任者以外の者に提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

① 厚生労働省その他の国の行政機関、地方公共団体等が、法令に定める所掌事務の遂行に必要な限度で、かつ、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上等を目指した正確な根拠に基づく施策の推進のために利用する場合であって、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合

② ①に規定する場合以外の場合であって、①に規定する施策の推進に有益な分析・研究又は学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究のためにデータを利用しようとする者が、当該分析・研究に必要な限度で当該データを利用する場合であって、当該研究の目的、研究計画、データの分析方法、データの利用・管理方法等について審査した上で、当該データの利用が公益性が高いものとして厚生労働大臣が承認した場合

(2) (1)の①又は②に該当する場合にあつては、利用目的の達成に必要な範囲で、必要に応じて加工を行った上でデータを提供するものとする。

2 データの利用に係る申請及び審査

1 の(1)の①及び②に規定する承認は、データの利用に係る申請に対し、当該データの利用の公益性等を厚生労働大臣が個別に審査した上で行うものとする。

3 提供を受けたデータの取扱い

1 の(1)の①又は②に該当し、データの提供を受けようとする者は、提供を受けるデータを適正に管理した上で、承認された目的等の範囲内で当該データを利用し、承認時にデータ利用者として承認された者以外の者が当該データを利用することのないよう徹底するものとする。

4 個人情報の取扱い

提供を受けようとするデータが個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第二項に規定する個人情報をいう。）を含む場合は、1 及び2 のほかに、同法の規定に基づき、提供の可否を判断するものとする。

第4 有識者からの意見聴取

1 厚生労働大臣は、第3の2に規定する審査を行うに当たり、申請内容から見て、意見を求めることが明らかに必要でない場合を除き、有識者から構成される会議（以下「有識者会議」という。）の意見を求めるものとする。

2 有識者会議は、第3の2に規定する審査について厚生労働大臣から意見を求められた場合、データ利用の公益性等については、次に掲げる事項についてそれぞれ評価し、総合的に勘案した上

で、合議を経て意見を述べるものとする。

- (1) データの利用目的
- (2) データ利用の必要性等
- (3) データ利用の緊急性
- (4) データ利用申請に関連する分野での過去の実績及びデータ分析に係る人的体制
- (5) データの利用場所並びに保管場所及び管理方法
- (6) データ分析の結果の公表の有無

3 1 及び 2 に規定するもののほか、有識者会議における検討に関する細則は、厚生労働省老健局長が必要に応じ定めるものとする。